

大川市議会第3回定例会会議録

平成27年6月15日大川市議会議場に出席した議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1. 出席議員

1番	平	木	一	朗	10番	池	末	秀	夫
2番	古	賀	龍	彦	11番	水	落	常	志
3番	宮	崎	稔	子	12番	川	野	栄	美子
4番	龍		誠	一	13番	永	島		守
5番	馬	淵	清	博	14番	箴	島	か	おる
6番	石	橋	忠	敏	15番	岡		秀	昭
7番	石	橋	正	毫	16番	内	藤	栄	治
8番	遠	藤	博	昭	17番	福	永		寛
9番	吉	川	一	寿					

欠席議員

なし

2. 地方自治法第121条の規定により出席した市吏員

市		長	鳩	山	二	郎					
副	市	長	酒	見	隆	司					
教	育	長	記	伊	哲	也					
会	計	管	理	者	田	中	嘉	親			
(兼)	会	計	課	長							
消		防		長	持	木	芳	己			
(兼)	総	務	課	長							
人	事	秘	書	課	長	中	島	久	幸		
総		務		課	長	石	橋	徳	治		
(併)	選	挙	管	理	委	員	会	事	務	局	長

企 画 課 長	橋 本 浩 一
農 業 水 産 課 長 (併) 農 業 委 員 会 事 務 局 長	平 田 好 昭
上 下 水 道 課 長	平 田 敏 弘
学 校 教 育 課 長	下 川 慎 司
監 査 事 務 局 長	古 賀 恭 治

3. 本議会の書記は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	木 下 剛
議 会 事 務 局 書 記	吉 田 嘉 久
議 会 事 務 局 書 記	和 田 孝 紀
議 会 事 務 局 書 記	宮 崎 朱 美

4. 付議事件

- 1. 開 会 の 宣 告
- 1. 会 期 の 決 定
- 1. 諸 般 の 報 告
- 1. 議 案 の 上 程

報告第3号 平成26年度公益財団法人筑後川昇開橋観光財団決算並びに平成27年度
公益財団法人筑後川昇開橋観光財団事業計画等の報告について

報告第4号 平成26年度大川市一般会計予算繰越明許費繰越計算書報告について

報告第5号 平成26年度大川市下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書報告
について

議案第27号 専決処分の承認について（平成27年度大川市国民健康保険事業特別会
計補正予算）

議案第28号 平成27年度大川市一般会計補正予算

議案第29号 市道路線の認定について

議案第30号 大川市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について

- 1. 提 案 理 由 の 説 明

1. 一 部 議 案 質 疑

(報告第3号～第5号)

1. 一部議案質疑・討論・採決

(議案第27号、第30号)

1. 大川市選挙管理委員の選挙

1. 大川市選挙管理委員補充員の選挙

午前9時30分 開会

○議長（古賀龍彦君）

皆さんおはようございます。各位の御参集、感謝申し上げます。

出席議員は定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年第3回大川市議会定例会を開会いたします。

これから直ちに会議を開きます。

まず、会期決定の件を議題といたします。

本定例会の付議事件は、市長から報告第3号 平成26年度公益財団法人筑後川昇開橋観光財団決算並びに平成27年度公益財団法人筑後川昇開橋観光財団事業計画等の報告についてなど6件、本市市議会議員永島守君外6名から議案第30号 大川市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について1件の合計7件であります。

お諮りいたします。本定例会の会期は、付議事件及び諸般の関係から勘案いたしまして、本日から6月26日までの12日間といたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から6月26日までの12日間と決定いたしました。

それでは、これから日程に従い、諸般の報告を行います。

例月出納検査結果並びに定期監査について監査委員から報告がっておりますので、御報告申し上げます。

なお、この内容につきましてはお手元にその写しを配付しておりますので、それにより御承知のほどをお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、議案の上程を行います。

市長から議案 6 件の送付が、さらに、本市市議会議員永島守君外 6 名から議案 1 件の提出がそれぞれなされており、これを受理いたしました。

案件及び議案の朗読を省略し、報告第 3 号 平成26年度公益財団法人筑後川昇開橋観光財団決算並びに平成27年度公益財団法人筑後川昇開橋観光財団事業計画等の報告についてから、議案第30号 大川市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定についてまで、案件 7 件を一括議題といたします。

これから提案理由の説明を行います。

まず、市長の提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（鳩山二郎君）（登壇）

皆様おはようございます。本日ここに、平成27年第 3 回市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私とも御多用な中にもかかわらず御参集賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、この議会に提案いたしております議案は 6 件であります。その内訳は、報告 3 件、予算議案 2 件、その他 1 件であります。

まず、報告第 3 号 平成26年度公益財団法人筑後川昇開橋観光財団決算並びに平成27年度公益財団法人筑後川昇開橋観光財団事業計画等の報告について、御説明申し上げます。

この報告は、地方自治法第243条の 3 第 2 項の規定により、筑後川昇開橋観光財団の経営状況に関し報告いたすものでありまして、同財団の経営状況を説明する書類として、平成26年度決算及び事業報告並びに平成27年度収支予算及び事業計画等に関する書類を提出しているものであります。

次に、報告第 4 号 平成26年度大川市一般会計予算繰越明許費繰越計算書報告につきましては、人事給与システム改修業務委託、地方版総合戦略策定事業、生活支援バス運行事業委託、幼稚園預かり保育施設改修事業補助金、農業経営の法人化等支援事業費補助金、プレミアム商品券発行事業補助金、大川家具展示会補助金、春の大川木工まつり補助金、インテリア産業強化支援事業補助金、シティセールス推進事業委託、社会資本整備総合交付金事業、農業用施設災害復旧事業に要する経費につきまして、年度内に支出を終わることができなかつたため、平成27年度へ繰り越しいたしましたので、地方自治法施行令第146条第 2 項の

規定により報告いたすものでございます。

次に、報告第5号 平成26年度大川市下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書報告につきましては、公共下水道事業に要する経費につきまして、年度内に支出を終わることができなかつたため、平成27年度へ繰り越しいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたすものでございます。

次に、議案第27号 専決処分の承認について、御説明申し上げます。

本議案は、平成26年度大川市国民健康保険事業特別会計決算において、歳入不足を生じることとなり、繰上充用をもって補填する必要があつたため、地方自治法第149条第1項の規定に基づき、市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、平成27年度大川市国民健康保険事業特別会計補正予算を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により承認を求めるものでございます。

次に、議案第28号 平成27年度大川市一般会計補正予算について、御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正をお願いするものでありまして、農林水産業費について、活力ある高収益型園芸産地育成事業費補助金1,470千円を計上いたすものでございます。

これが財源といたしましては、県支出金をもって充当する次第であります。

次に、議案第29号 市道路線の認定につきましては、議案の末尾に理由を付しておりますので、説明は省略をさせていただきます。

以上、提出議案の概要について御説明申し上げましたが、いずれの議案も市政運営上、緊要なものでありますので、慎重御審議の上、御議決いただきますようよろしくお願いをいたします。

○議長（古賀龍彦君）

市長。

○市長（鳩山二郎君）（続）

訂正をさせていただきます。

1 ページ目の下から4行目、地方自治法第179条というところを149条と読みましたけれども、179条に訂正をさせていただきます。

○議長（古賀龍彦君）

次に、議案第30号について、提案理由の説明を求めます。13番永島守君。13番。

○13番（永島 守君）（登壇）

皆さんおはようございます。永島守でございます。

ただいま議題となっております議案第30号 大川市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について、提案者を代表いたしまして、こうして提案理由につきまして補足と説明を申し上げたいと思います。

この議員定数の削減につきましては、既に平成25年12月定例会において提案いたしてまいりました。しかし、当時の大川市議会の議員構成メンバーの中では、どうしても賛同をいただくに至らなかったことは、また、多くの市民の皆さんが既に御周知のとおりでございます。

議員定数の削減は、市内一部の地区を除く全市民の共通課題でもあり、また、願いでもあるわけであります。

議員報酬は、その全てが皆さん御存じのとおり国民の血税によって賄われているのは当然のことでございます。政治や行政に直接かかわる、この我々が、報酬の意味するもの、そして、費用対効果を理解しなければならないわけでもあるわけであります。日々の議員活動が政治や行政に与える、その影響、そして、その成果がどの程度のものなのか、やがて新人の議員の皆さん方も理解されるときがやってくるわけでございます。経験議員諸氏は、一番御存じのはずかと思うわけでもございます。昨年は、全国地方議会において、議員の第二の給与と言われております政務活動費の使途虚偽報告が大きな社会問題となり、議会不要論、さらには地方議会の存在意義さえ問われるような、そういうときを迎えてきたのも事実でございます。

大川市の現在人口は約3万6,000人程度でございますけれども、毎年500人程度の人口流出と、そして、減少が続いていることは皆さんが一番御存じのとおりでございます。早急な対策を講じなければ、12年後には間違いなくこの3万人を割り込むのは、誰の目にも明らかなかわけでございます。今こそ本気で取り組む議会、そして、取り組める議会を見据えて、まことの政治と攻防できる人材の育成を進めなくてはならないわけであります。我々は、数より質を求めているわけでございます。皆さん、少数精鋭の定数で臨む、その議会こそ、費用対効果と納税者の負託に応えることのできることでないでしょうか。

定数削減に反対される議員の後援会、重鎮の多くの方々が、この定数削減に対しまして、やらなくていいと言っておられると一部の議員から聞き及んでおります。私は、まことに理解のできないところであります。前回は反対した議員の氏名を公表いたしました。今回も同様に公表いたしたいと思っております。

このたびの市議会の改選においては、候補者が不足し、そして、本来の政策を競い、選ばれるはずの選挙はなく、今回の改選で立証されてのとおり、定数削減は避けて通られない、そのような状況にあるわけでございます。

また、なぜ削減数が3議席であるのか、疑問の議員もおられるようでありますので、御説明を申し上げます。また、2議席削減であれば、賛成するとか言っておられる議員もおられるようでありますが、前回、定数削減の反対者を代表されての岡秀昭議員の反対討論の中でも、削減する意志などみじんにもなかったのは、議場におられる議員方が一番御存じのほうであります。

今回、新しく議員となられました一部の方は、これまでの大川市議会のその状況を十分に御承知の上で、大川市政への参画を目指し、そして、我こそはとの強い思いを持って参戦されたことでありましょう。

繰り返しになりますが、自身でおわかりのように、今回の大川市議会の改選は候補者もなく、まことに狭い選択肢の中で改選が行われたことは言うまでもありません。政策を競うことのない、まことにばかばかしい、選挙と言えない改選であったことは、誰の目にも明らかであります。前回、削減していれば、このような状況を生むことは決してなかったはず、まことに残念なことでございます。1人当たり年間8,000千円もの議員必要経費、3人で24,000千円、1期4年間で約1億円の削減ができていたわけであります。

前回、岡秀昭議員が議員報酬は全体予算からすれば微々たるものと堂々と反対討論をされました。今でもその考えは同じだろうと思われませんが、定数を削減すれば選挙に出る人がいなくなるとも発言されました。しかし、今回の改選は、定数に満たないほどの選択肢のない、選べない改選に終わったではありませんか。本来、選挙はできるだけ多くの選択肢である候補者をもって、競い、選ばれるものであります。政策を競い、そして、選択できるだけの候補者数もなく、小選挙区ではないわけでありますので、認可制のように届けだけで当選するとされる財政無視と機能低下推進議会と言わざるを得ません。

このような状況においても、常に今回も何が何でも定数削減阻止の反対結束を図られていると聞き及んでおります。これは、大川市と市民にとって大変不幸な保身優先議会構成メンバーを選択したといっても、皆さん、これは決して過言ではありません。大川には、政治の常識、良識を知り、行政に精通された即戦力となり得る経験者が多くいるはずでもございます。そのような人材が、なぜ大川市のために立ち上がっていただけないのか、まことに残念

至極でございます。

新人の皆さんが身辺や前期議員等より、議会についてどのようなことを学び、指導を受けてこられたのか想像はできるわけではありますが、今後の日々活動を通じて現実が見えてくるのも間近でございます。

御存じのとおり、大川市議会は、ここ十数年にわたり、多数派グループ構成によって、議会機能停滞が続いている事実がございます。新たなる公人の皆さんは、その真実を1日も早く悟られることを心から願うわけでございます。

さて、今回提案いたしております定数17議席より14議席への3議席削減は、25年12月提案とその内容等については全て一緒でございます。前回、反対結束で反対された議員の方々が、今回どのような手法で新人の取り込みをされたのか、市民が関心を持っているのも事実でございます。私どもは、市民の声、そして思いをかなえたい、その一心でこうして7人の連名をもって、今回のこの議会に提案をいたしたわけでございます。

今回の提案者の中には、6議席削減の提案準備を進められた、そのような議員さえいたことを、念のためここで申し上げておきます。自己評価をどのようにされておられるのか、私どもにはどうしても理解ができない。なぜなのか、保身以外に考えられないわけでございます。ここ数年にわたり、有権者によって定数の議論がなされてまいりました。改選を終えた今、新たに公僕となられた議員に期待をいたしておりますが、新人への反対結束議員のささやきが、私の耳にまで聞こえてくるようでございます。

提案どおり、大川市議会議員、定数17議席から14議席への削減にみずから進んで賛同をされること、そのことこそが今後の議会信頼回復、最も近い近道かと思うわけでございます。今回の統一改選でも、ごらんとおり多くの議会で定数割れが見受けられるように、議会への期待減少状況にあるといっても、決して過言ではないわけであります。

前回、定数削減に堂々と反対討論までされました議員の活動虚偽主張は、余りにも現実からかけ離れ、知る者や市民多くの批判、そして非難を浴びたことは、紛れもない事実でございます。過大発言や過大な自己評価、過信は身を滅ぼすといいますが、議員個人の日ごろの活動、そして、知識能力、性格、実績が政治や行政に与えるその影響、おてんとうさまと身近な近所の方々が、しっかりとごらんのようにでございます。近所の目とおてんとうさまには、うそと失礼のないように願いたいものでございます。

皆さんの周知のとおり、私は一度議会を去り、そして、復帰して、こうして5年目を迎え

ております。公人として、そして個人としても、何度も申し上げてまいりましたけれども、これ以上なくすものもなく、特に欲しいものもございません。今後は大川市議会の清掃車となり、そして、議会の不浄としっかりと闘いながら、そして、議会の大掃除をやっていくつもりでございます。

人によっては、政治参画しても、過去の所業が問われ、つきまとう、公人となったがゆえに、過去の所業が暴かれる。まさに公人とはつらいものでございます。皆さんは既に賛否の決意を済まされていることかと思うわけでございますけれども、市政の主権者が市民にあることだけは決してお忘れいただかないように願いたいものでございます。

これをもって、議案第30号 大川市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について終わらせていただきますけれども、提案理由の補足と説明を終わりますけれども、どうぞ皆さん、あとの質疑につきましては、この私が提案者を代表いたしまして、しっかりと対応させていただきますので、どうぞ御遠慮なくしっかりと質疑の席にお立ちいただきますように心からお願いを申し上げ、こうして壇上からの皆さん方への訴えを終わらせていただきます。御清聴まことにありがとうございました。

○議長（古賀龍彦君）

提案理由の説明は終わりました。

次に、この際、お諮りいたします。ただいま議題といたしております案件のうち、報告第3号 平成26年度公益財団法人筑後川昇開橋観光財団決算並びに平成27年度公益財団法人筑後川昇開橋観光財団事業計画等の報告について、報告第4号 平成26年度大川市一般会計予算繰越明許費繰越計算書報告について、報告第5号 平成26年度大川市下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計画書報告について、議案第27号 専決処分の承認について（平成27年度大川市国民健康保険事業特別会計補正予算）、議案第30号 大川市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について、以上5件については、委員会付託を省略し、直ちに本会議で審議したいと思いますと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それではまず、報告第3号から第5号までの3件を一括議題といたします。

これから、ただいま議題としております案件について質疑を行います。所定の時刻までに質疑の通告がありましたので、これを許します。6番石橋忠敏君。

○6番（石橋忠敏君）

ただいまの議案について、1つ、報告第4号 平成26年度大川市一般会計予算繰越明許費繰越計算書報告書について、二、三、お伺いします。

まず――議長、私、発言の前に許可をもらいたいですよ。というのは、私、余りきれいな言葉で言いらんもんですから、ふだんの大川弁で話できますかね。よかでしょう。大川弁で話させてくださいよ。

○議長（古賀龍彦君）

はい、よろしくお願ひします。

○6番（石橋忠敏君）続

この繰越明許費、これについての財源の出どころ、もしくは、ここに国県支出金と書いてありますけど、これの財源はどういうふうないわれなんですかね、ちょっとお聞きします。

○議長（古賀龍彦君）

総務課長。

○総務課長（石橋徳治君）

議案書の33ページをお開きいただきたいと思います。

こちらの右側のほうに、左の財源内訳というふうに書いております。ここで、国県支出金という欄にあるのは、国及び県のほうからお金が入ってくるということでございます。地方債というのは、今回、次のページ、下から2つがここに書いてあるのは、これは借金、借入れでございます。それから、一番右の一般財源、これにつきましては、市の単独費ということでございます。

以上でございます。

○議長（古賀龍彦君）

6番。

○6番（石橋忠敏君）

その辺はあらましのことはわかるんですけどね、この国県支出金、これは地方創生の地方交付金で賄われているんですか。

○議長（古賀龍彦君）

市長。

○市長（鳩山二郎君）

質問にお答えをさせていただきます。

議案書の33ページ、皆様お開きだと思いますけれど、議員の御説明は、この中、繰り越しは全部で12事業ございますが、いわゆる地方創生の関連は7事業ございまして、上のほうから説明をさせていただきますけれど、まずは2の総務費の地方版総合戦略策定事業というのが、まず、その1つでございます。

次に、民生費の生活支援バス運行事業委託も、地方創生関連で予算をつけさせていただいております。それから、7の商工費、プレミアム商品券発行事業補助金もそうございまして、次の大川家具展示会補助金もそうですし、34ページの、あと3つ商工費がございますけれど、春の大川木工まつり補助金、インテリア産業強化支援事業補助金、シティセールス推進事業委託というのは、全て地方創生関連でございます。

○議長（古賀龍彦君）

6番。

○6番（石橋忠敏君）

説明の内容はようわかりましたけど、この事業内容から、私、見させてもろうとるんですけど、市長にお伺いしますけど、地方創生という創生、この創生の意味というのは、どういうことですか、創生の意味。これは私も国語辞典を見たんですけど、創生という項目がなかったもんですからね、これは地方創生と言われる、この創生の意味というか趣旨、本当にその創生の意味というのが何なのか、ちょっと私も理解できないんで、ちょっと教えていただけますか。

○議長（古賀龍彦君）

市長。

○市長（鳩山二郎君）

地方創生という言葉は国がつくった言葉でございますので、私が国を代弁してしゃべるわけにはいかないだろうというふうに思っておりますけれど、議員が思われる疑問というのは何となく私も十分理解をいたしておりますして、地方創生という言葉が出てきたのが、昨年12月ぐらいでございまして、いきなりぱっと出てきたような言葉で、ところが日本全国の地方都市が地方創生という言葉に、やたらに今、期待をし過ぎている感が、私はあると思っております。

まず、法律の趣旨が、やる気のある基礎自治体が創意工夫を凝らしたら、国がより手厚い

面倒を見ましょうというのが、この法律の趣旨でございますので、そのときに僕はすごい、ある意味、この法律に期待もしますけれど、危なっかしい部分もあるのかなと思ったのは、それぞれの基礎自治体が創意工夫を凝らしたら面倒見ますよ、その創意工夫というのは、イコールそれぞれの基礎自治体の財政出動を意味したりもしているわけですので、地方創生というのは、もし間違った方向に行ってしまうと、マンパワーと財力のある基礎自治体が勝ってしまう。

なので、そういう学者の方々の論調もありますけれど、国会でも今、議論されていますけれど、地方創生がこのまま行くと、福岡県は福岡市のひとり勝ちになるんじゃないかという、そういう意見を持たれている国会議員の方々もいるようでございまして、これまた、なかなか難しく、急に国が、恐らく緊急経済対策のような側面で先行型の地方創生をやりますよといった中で、やはりマンパワーがない自治体は、そういった情報をなかなか入手するのも下手だったりして、新しい事業を即座に立ち上げることができなかったわけで、なので、地方創生ですよ、先行型で交付金を出しましょうといった中で、既に既存の事業に組み込んでいくような自治体がほとんどなのかな、そういうふうに思っておりますので、既に大川が前の年からやっていたような事業に、無理やりその地方創生の交付金を充てているという側面も確かにあるのかな、そういうふうに思っておりますけれど、地方創生という言葉が今後ひとり歩きし過ぎてしまうのは、私としては少し心配なところがあるというのは申し添えておきます。（「あと一回」と呼ぶ者あり）

○議長（古賀龍彦君）

これをもって質疑を終了いたします。質疑は3回まででございます。

それでは、報告第3号から報告第5号については、以上で御了承のほどをお願いいたします。

次に、議案第27号 専決処分の承認について（平成27年度大川市国民健康保険事業特別会計補正予算）を議題といたします。

これから、ただいま議題としております案件について質疑を行います。所定の時刻までに質疑の通告はあっておりません。よって、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

議案第27号 専決処分の承認について（平成27年度大川市国民健康保険事業特別会計補正予算）を採決いたします。本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は承認されました。

次に、議案第30号 大川市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから、ただいま議題としております案件について質疑を行います。所定の時刻までに質疑の通告がありましたので、これを許します。8番遠藤博昭君。

○8番（遠藤博昭君）

先ほど、永島議員のほうから提出されました議員定数に関する質問なんですけれども、議員定数を偶数にされた場合のお話です。議会における採決のときの議長権限、要するに可否が同数の場合の採決とか、議長選挙のときの得票数が同数となることなどということが考えられますけれども、それに関してはどうのようにお考えなのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（古賀龍彦君）

13番永島守君。

○13番（永島 守君）

今回の議案第30号の提案者を代表いたしまして、遠藤議員の質疑に対してお答えをさせていただきたいと思います。

皆さん方御存じのとおり、この地方行政並びにこの地方議会におきましては、全てが地方自治法にのっとって、そして、行政、そして、議会の運営がなされているわけでございます。これは皆さん、既に御存知のことかと思うわけでございますけれども、今の質疑に対しましてお答えをいたしたいと思います。

奇数、偶数の件でございますけれども、本来は、これは議長は厳正中立の立場で評決に臨むということが、あくまで基本でございます。そしてまた、可否同数の場合において、議長の判断、表決がどういうふうになされるのかということにつきましては、これは通常、特別な場合を除き、例外を除きまして、本来は議長はこの表決にかかわるべきではないと、しっかりとこういうものがうたわれているわけございまして、日本全国地方議会におきましても、それがしっかりと定着をいたしている現状でございます。

そして、今回、この私を中心となりまして、こうして提案をさせていただいております、この案件につきまして、大川市においてのことでございますけれども、今、質問の中にお答えをする中におきまして、議長は前回の25年12月定例会においての、この定数削減については反対という対場をとられたわけでございます。可否同数の場合に議長がどういう判断をなされるのか、これは議長の権限内でございますけれども、特別な場合を除き、本来は自分の意志を反映させるということとはできないようになっているわけでございますので、それから、仮にちょっとさっきのところを述べさせていただきますけれども、議長選において同数の場合においては、しっかりと地方自治法の中にも定められておりますように、これは抽せん、いわゆるくじ引きであり、そういうものでしっかりと、これは全国的にやられているのも、これもまた事実でございます。しっかりと自治法の中にうたわれているわけでございますけれども、なぜ14議席なのかということでございます。

これは、例えば、可否同数の場合には、議長がそういう場合には、判断をなされるかと思っておりますけれども、これはしっかりと反対結束をされている議員さん方にもしっかりと知っておいていただきたいわけでございますけれども、この判断について、議長が仮にこれを可決とされた場合においては、前回は議長は反対の立場でいろんな方々と談合を重ねてこられました。その事実もしっかりと残っているわけでございますけれども、そういう場合においては、これはこの我々の議会の中にも、市民の中にも不信感が出てくることかと思うわけでございます。

また、さらには、これを否決とされた場合には、議長はいわゆるどういう判断をもって否決となされたのか、これは可決、否決、いずれにしても私は個人的に、これは考えがこの場で正しいかどうかわかりませんが、これは参考のために申し上げておきたいと思っておりますけれども、議長に対する不信任、いわゆるそういうものが発生してくるわけでございますから、今回お尋ねの件につきましては、これは市長にとっても大変なことだろうと、それから、反対の結束されてなされようとなされている方々についても、議長にこの責任全てを押しつけるということになるわけでございますから、遠藤議員の御質問に対して、これが正しいお答えになったかどうかわかりませんが、地方自治法にのっとり私の回答は以上でございます。あとは遠藤議員、しっかりと自分の胸で判断を願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（古賀龍彦君）

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。反対討論の方。賛成討論の方。

ただいま、討論の通告がありましたので、これを許します。まず、16番内藤栄治君、反対討論をお願いします。

○16番（内藤栄治君）（登壇）

本日は、大川市議会議員定数条例の一部を改正する議案第30号に対して、反対の意見を述べさせていただきます。

議員定数を削減するのはやぶさかではありませんが、なぜ今、それを決めなければならないかと疑問が湧きます。次の選挙まで4年間の時間があります。今度新しく議員になられた方が4名おられます。その方々に対しても、二、三年議員活動を経験され、大川市議会の適正な議員定数を考える時間を与えるのが丁寧な議会運営かと思います。

また、過去の例を見ますと、平成22年9月議会で可決1減、平成18年3月議会可決3減、いずれも特別委員会が設けられています。今回も特別委員会を設け、十分な議論を重ねて議員定数を決めるのが良識ある議員の本質ではないでしょうか。よって、反対をさせていただきます。

以上です。

○議長（古賀龍彦君）

次に、1番平木一朗君。

○1番（平木一朗君）（登壇）

皆様おはようございます。議案第30号 議員定数の削減に対して賛成をさせていただきます。

これは、永島議員からも発言があったように、前回、平成25年12月議会において3名削減を提案させていただきました。そのとき私は、そのとき当日に聞いた話であって、非常にびっくりした次第でありますけれども、やはり我々議員というのは、こういう議案が出たときに、イエスかノーか、即座に自分の肝で決めて、覚悟を決めて、自分が後悔をしないよう決めていくのも、我々の大事なことであります。常にそういう身構えをしっかり持つことが、我々議員の定めではないでしょうか。

今回の3名削減ということでありましたけれども、これは先ほど来あったとおり、平成25年12月議会において一度話をしていることであり、それから約2年間、何も議会の中で話がなかったということでもあります。本来であれば、反対された方でも削減に対しては賛成だ

けども、なぜ3名なのかということの意見がありました。しかしながら、そこからは特別委員会の話というのは1回もなかったのが事実であります。

そういう削減の中で、遠藤議員からもなぜ3名なのか。そして、なぜ偶数じゃいけないのかということがありましたけれども、我々議会の中、地方議会においても偶数の議会、奇数の議会があります。特に偶数の場合は、議長を引けば必ずこれは議会の中では奇数でありますので、賛成、反対に対して我々議員の1票1票という重みがあります。しかし、奇数の場合は、議長を外しては偶数でありますので、賛否両論の意見が分かれた場合、議長に対する判断ということになるかと思えます。

そういう中で、我々は本来多い偶数の議会に戻しましょうということでもあります。そして、我々議会の議員の1票1票の大切さ、そういったことでうたっていかなければならないんじゃないかなという感じがいたします。

そして、前回1名削減したときもそうでしたけれども、特別委員会、確かに立ち上げた上で1名削減という答えを出しました。その中では1名がいいのか、3名がいいのか、2名がいいのか、いろんな意見がありましたけれども、今回に限っては、平成25年12月議会において3名削減を提案したということもあまして、今議会においてこういう発言をするのは、まんざらおかしいことでは全くないと思っております。

我々議員というのは、行政改革を進めなければいけない仕事であります。そういう立場において、おのれの身を削る、まずはそこから削減していくことが、行政改革を任せられる我々議員の仕事ではないでしょうか。

そしてまた、大川市の自由財源は非常に厳しい中にあります。そういう中で、我々、補助金を幾ら減らして自由財源をつくり、大川市の少子・高齢化に向けての対策を練らなきゃいけないのか、独自の政策を練らなきゃいけないのか。そういう中では、既得権益と言われる団体において、そういう削減も我々はしっかりと示さなければなりません。そういう中において、我々は議会がいつまでも、この定数削減を行わず、一人頭年間約7,000千円以上の経費がかかっている中、そういったお金を無駄と思っている市民の方がどれだけいらっしゃいますでしょうか。

今回の選挙においても、多くの市民の方々は、俺は半分でもいいよ、おまえら議員なんかという意見が大多数多かったと思っています。もちろん、私に対しても魅力がないからそういう発言をされるかと思っておりますけれども、非常に悔しいところでありまして、私は私財

を全部なげうってでも、この公に対する御奉公に仕える議員として、たくさんの方のことを学び、たくさんの方の場所に行き、たくさんの方のことを吸収して議会に活用させていただいております。

そういう中で、定数の半分でいいよという声を聞くと、正直むかついて来ることがありますけれども、それはやはり市民のふだんの声であって、我々議員が一体何をすべきかということ、再度初心に戻り頑張らなければならないんじゃないかなと思っております。

この定数削減、さまざまな意見があるかと思いますが、我々議員ということは、やはり生きるか死ぬかを考えた場合、後世に残る人たちが気持ちがいいことをしなければならない。生か死かを選んだ場合に。そういった場合に、その覚悟があれば、削る覚悟があれば、あとは前に突き進むだけではないでしょうか。生きようとする、議員定数にこだわる自分が次の選挙でどうなるかわからない、落ちるかもしれない、そういうことを考えて議員定数削減できないということであれば、そういう方の議員の言葉から出てくるのは、全て言いわけであり、残る気持ちでしかないということでもあります。

我々は議員削減で何名削減するということは、選挙のたびに毎回毎回、議員定数削減の話が出てきます。選挙のツールになっていることが1つあります。今回、3名を削減することによって、次の選挙、その次の選挙、恐らく議員定数の削減の話は一切出てこないと思いますし、今、大川市の財政を考えてみても、今回、鳩山市長の肝いりの中で幼児教育に対して7割の補助を出しました。120,000千円以上のお金です。そういったお金の中、自由財源が少ない中で、そういうこと覚悟を決めて大川市も進んでおります。そういう中で、我々が一人ひとり減らしたこの削減のお金を、次の子どもたちの教育のため、そして、今後ふえるであろう要介護、要支援、そのお年寄りの方々たちに対しても、しっかりとした財政を考えていただいて、市長においても、我々議会においても、協働となって次の大川市をつくる義務があります。

そういうことに関して、本当に次の選挙、本当、私は怖いです。怖いけれども、これを突き進んで、新しく我々議会一体となって、あすの大川をつくること、そのことに私は賛成をしたいと思っております。

以上で賛成の討論を終わらせていただきます。（拍手）

○議長（古賀龍彦君）

次に、11番水落常志君。

○11番（水落常志君）（登壇）

議案第30号に対して反対討論をさせていただきます。

議員になり1期4年、仕事をさせていただきました。その中で、大川市民の皆さんのお声、十分聞いております。削減、もうそれは当たり前、それは本当思っております。議員削減の趣旨には賛成でございます、はっきり言いまして。

なぜ反対かといいますと、先ほど内藤議員が言われましたとおり、前回、前々回、議員定数減らしたのに、特別委員会を設けてやっております。全員で協議して、納得した上で減らしております。今回、一部の議員でそういう形で削減、上がっております。もう一回、みんな話し合っ、納得した上で議案提出し直していただきたい、そういう思いがございます。そういう思いがありますので、今回反対ということで討論させていただきました。

○議長（古賀龍彦君）

次に、12番川野栄美子君。

○12番（川野栄美子君）（登壇）

それでは、賛成討論を述べさせていただきます。

いろいろ反対の意見もありましたけど、議会の初歩、ここがやっぱり基礎的なものが、皆さんわかっていらっしゃらないなというふうなことをつくづく感じました。私、市議会議員を今度は長くさせていただいておりますが、これが今度始まっただけでなく、私どもの先輩からずっと議会定数の削減というのはあっていました。それも、私が定数削減の委員長になりまして、みんなで話し合いましたけれども、話し合っても、なかなかこれは、自分のこととなると決まらないんですよ、それぞれ意見があつて。だから、議員だから、ぽつとこういうふうなものが出る。そして、それにしっかり応えていくというのが議員の役目です。議員とは、赤信号みんなで渡れば怖くないじゃないんですよ。一人ひとり各自が考えなくちゃいけない。独立しているわけです、独立している。それが大川市議会の力となって市民に還元するわけです。

だから、みんなですればいいというところもありますよ。ありますけれども、これは議会のこと、自分のことですから、自分で判断する力がないと、うちの市議会議員は本当終わってしまいます。私、非常に危機感持っています。

私は女性議員で、きょうは傍聴も女性の方が来ていらっしゃいますが、女性の皆さんは議会に対する見方は非常に厳しいですよ、厳しい。なぜ厳しいのかといたら、「大体議会は本当に仕事をしているのか」という本当に強い言葉があります。3名削減ということは、私

たち議員にとっては、本当にくさびを投げつけられたぐらいに、それこそ厳しいものです。でも、この厳しさを乗り越えないと、本物の議員は育ちません。やはり楽ばっかりしてはいけません。

質問の中に、4年間の中で新人がいらっしゃるから、新しく議員になってからそれをすれればいいんじゃないかというような意見も出ましたけれども、なぜ今回出るのかと、今回出すのかといったら、4年間のうちにしっかり頑張ってそこに通るようにするために、私ども、私は先輩ですから、先輩として、この後輩たちのことも考えて一番最初に出さないと、後になって、もう選挙のぎりぎりのところになっても、それはつまりません。3名削減ぞというものを胸に刻んで、市議会活動を本気にしないと、市民は非常に厳しいです、見方が。だから、市民のそれに応えるためにも、3名削減して、私たちの議会も3名削減して、しっかり頑張るぞと、頑張った者が当選します。やっぱりそういうものの危機感を持ちながらやっていただきたいと思います。

これは、ずっと前から、今度始まったわけではない。私が16年前入ったときから、議員削減はずっとやってきました。これは逃げられないものです。しっかり一人ひとりが考えてやっていただきたいと思います。賛成の意見を述べさせていただきました。

以上でございます。

○議長（古賀龍彦君）

次に、4番龍誠一君。

○4番（龍 誠一君）（登壇）

反対の意見を述べさせていただきます。

新人議員といたしまして、いわゆる議会の内容、行政の動き、市民の感情、これをしっかりとつかんだ上で、削減という部分に対しては賛成していきたい。そういう中で、今、3人減らしてありますけれども、この3名というのが適正な数字であるかどうかというのが、将来を見越したときに納得がいかない。そういう意味合いからいきますと、新人であるがゆえに、大川の将来を本気で考えていったときに、本当に3名が妥当なのかというところで疑問が生じて反対した次第であります。

以上であります。（発言する者あり）

○議長（古賀龍彦君）

次に、6番石橋忠敏君。（発言する者あり）

○6番（石橋忠敏君）（登壇）

賛成、反対については、いろんな方がいろいろ言われていますけど、その中で確かに龍議員が言われるように、中身がわからんからと、この問題については、中身がわからないというのであれば、私がお答えします。

私自身、リタイアしながらでも2期務めていまして、実際、私、この行政議会の中で議員活動をやっとならで、それぞれの委員会がそれぞれありますけど、実際、私、正直言いました、この議会においては、議員は最低でも8名おればいいかなと、このレベルで私、見ています。なぜかという、私自身が、龍君にお伝えしますが、私自身8年やってきたから。8年やってきた結果が、くだらん議員がおるよりも、やはり本当に行政の機能に対応できる議員は8名ぐらいでいいかなと思っています。各委員会に2人、2人、2人、副と議長、これで十分かなと、そのレベルなんです、実際この議会の中身というのは。

ここに一般の人がおられますけど、そんな賢くて難しい話は全然ないんです。なぜかという、行政に支障を来すかという、これは支障は来しません。ただ人口が多いから議員数が多い。じゃ、小さな市町村で、村でも町でもいいんですけど、この行政の運営について、議会として対応できるのは1人ずつでもいいんですよ、これ。小さな町は小さな数しかいませんから。それでも上手に議員を配置することによって、例えば、建設課、総務、それから何だっけ、（「文教」と呼ぶ者あり）文教、これに1人ずつでもいいんですよ、そのレベルなんです、今は。

皆さんが議会報告を聞かれてわかるように、全く行政の言う提案事項は全部フリーパスですから。反対する人間もない。ただ、わかりました、わかりました、賛成、賛成。じゃ、ほかは何やっているか。私自身が自信を持って言いますよ。確かに、この議会の中に一生懸命議員活動をやっている人もいます。しかし、私も結構、半分ぐらいは一生懸命やっていますよ。しかし、そういう私から見て、何をやっとならでろう、こいつらと思えるような議員もおられます。

そういうことから見て、龍誠一議員が言われるように、中身はわからない、新人さんは特にはです。中身がわからないんじゃないんですよ、小学生じゃないんだから。文教、建設、何があって、それなりにいろんなシステムがある。その中に対応できるのは3人も5人も10人もいる必要ないんですよ。ちゃんと明確な人間が、ちゃんとした人間がやっぱりせいぜい2人ずつおれば十分だなと思うていますから、そういう意味からしても、この削減に対しては

賛成なんです。

それともう1つ、川野議員が言った、確かに内藤議員が言ったように、何で今の時期か、これはとんでもない話ですよ。私は川野議員が言ったことに対して、ああ、なるほど、そうだと思います。私も言おうと思うとったんです、これは。内藤議員に対して言いますが、今、3人削減したとすれば、次は自分が生き残るためには何をやるかですよ。この4年間の間に、生き残るために一生懸命議員活動をやれば、生き残れるんだから。笑っているけど、きさま、笑うんじゃないぞ、人が発言してる時。議会が終わってから、おまえと俺と話そう。この場で笑うな、人が質問しているときに。

今、言うように、川野議員が言うように（「議長、異議あり。不見識な言動は注意していただきたい」と呼ぶ者あり）済みませんね、大川弁でしゃべると言いましたから。（「大川弁じゃない」と呼ぶ者あり）何だ。（「黙っとけおまえ、発言をちゃんと求めて発言者が発言しよるじゃないか。たとえ議長経験者であろうが、許さんぞ」と呼ぶ者あり）

○議長（古賀龍彦君）

石橋議員に申し上げます。適切な言葉でお願いいたします。

○6番（石橋忠敏君）（続）

わかりました。はい、わかりました。内藤議員さん、お笑いにならないでください。私、一生懸命しゃべっていますから、真剣に聞いてください。これでよろしいですか、石橋正豪議員さん。

じゃ、もとに戻ります。

今、削減を3人されれば、生き残るためには自分たちが一生懸命やる。やるのが議員の質がよくなるということなんです。私も余り、その指摘を食らったから、どうもきれいな言葉で言いなれていないもんですから、言葉を選んで、言葉を考えて、自分の言わんとしよることを言おうとすると、詰まってしまうんですね、なれていないもんですから。でも、やっぱり今の時点で3人削減して、生き残りたければ、皆それぞれが議員として、ちゃんとやるべきことをやれば、ここは競争ですから、かえって私は今の時期がいいかなと思います。

それと、正直言って、私個人の意見ですけど、先ほど言ったように、私自身は皆さんの賛成、反対の討論を聞きながら、もっと深い意味で言うと、行政のあり方に対しては議員は6、7人か8人で十分だと思っていますので、今回の3議席削減によつての14議席、この件については賛成です。

どうもありがとうございました。（拍手）（「議長、賛成討論お願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（古賀龍彦君）

賛成討論、10番池末秀夫君。（「議長の許可おりたから」と呼ぶ者あり）

○10番（池末秀夫君）（登壇）

おはようございます。何もちょっと考えてなかったから、賛成討論のほう、やめとこうかと思ひよりましたけれども、白熱してきましたので、ちょっと私の意見も言わせていただきます。

平木議員とほぼ一緒なんですけれども、私も市民の方から多過ぎると、徐々に徐々にずっと削減もしたほうが本当はいいんでしょうけれども、永島議員が言わっしゃったように6名削減ということを私は打ち出そうとしていました。常識、非常識、私の中では常識だと思っていましたので、出そうと思っていましたけれども、否決は免れないかなと思っていましたけれども、何でかという、柳川が合併されて7万人のまちになっています。今、議員定数が柳川が22名です。大川が今、3万5,988名、考えてみれば11名でもいいんじゃないかと、そういう市民の考えもあるということを一いつ私から意見させていただきます。

今回は14名で、また何年かたてば11名になるんじゃないかと思ひますけれども、私の意見としましては、今回14名で賛成させていただきます。

以上です。ありがとうございました。

○議長（古賀龍彦君）

これをもって討論を終結し、これから採決いたします。

議案第30号 大川市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕（「まだ起立のままね」と呼ぶ者あり）

可否同数と認めます。よって、地方自治法第116条の規定により、議長において本案に対する可否を採決いたします。本案を否決することに決します。

次に、大川市選挙管理委員及び補充員の任期が、来る6月29日をもって満了する旨、選挙管理委員長から通知が参りましたので、これから地方自治法第182条の規定により、大川市選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

まず、大川市選挙管理委員の選挙を行います。

この際、お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法によりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選にすることに決しました。

次に、この際、お諮りいたします。指名の方法は議長において指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、指名の方法は議長において指名することに決しました。

それでは、これから議長において指名いたします。

大川市選挙管理委員に原田元子君、中村利幸君、枝光敏明君、石川善孝君、以上4名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました原田元子君ほか3名を大川市選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、原田元子君ほか3名が当選人と決定されました。

次に、大川市選挙管理委員の補充員の選挙を行います。

この際、お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法によりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

次に、この際、お諮りいたします。指名の方法は議長において指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、指名の方法は議長において指名することに決しました。

それでは、これから議長において指名いたします。

大川市選挙管理委員の補充員に、青柳久美子君、高田順慈君、古賀幸雄君、江頭格君、以上4名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました青柳久美子君ほか3名を大川市選挙管理委員の補充員の当選人に定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、青柳久美子君ほか3名が当選人と決定されました。

次に、ただいま当選されました補充員の補充順位は、1番江頭格君、2番高田順慈君、3番青柳久美子君、4番古賀幸雄君、以上のとおり定めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

次に、この際、お諮りいたします。あす6月16日と17日の2日間は議事の都合により休会といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それでは、次の本会議は来る18日の午前9時から開くことになっておりますので、念のため申し添えておきます。

以上で本日の議事は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時39分 散会